

岩手県告示第 30 号

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 28 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり営業の停止を命じた。

平成 20 年 1 月 18 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 (1) 処分をした年月日 平成 20 年 1 月 11 日

(2) 処分を受けた者

ア(ア) 商号又は名称 有限会社小松組

(イ) 主たる営業所の所在地 上閉伊郡大槌町末広町 5 番 3 号

(ウ) 代表者の氏名 小松志知子

(エ) 許可番号 岩手県知事許可（般-16）第 110004 号

イ(ア) 商号又は名称 有限会社佐野屋水道土木

(イ) 主たる営業所の所在地 上閉伊郡大槌町小槌第 21 地割 145 番地

(ウ) 代表者の氏名 白澤好志

(エ) 許可番号 岩手県知事許可（般-18）第 110018 号

ウ(ア) 商号又は名称 株式会社藤原組

(イ) 主たる営業所の所在地 上閉伊郡大槌町小槌第 11 地割 76 番地

(ウ) 代表者の氏名 藤原哲男

(エ) 許可番号 岩手県知事許可（般-17）第 6187 号

エ(ア) 商号又は名称 有限会社まるたに商事

(イ) 主たる営業所の所在地 上閉伊郡大槌町上町 2 番 12 号

(ウ) 代表者の氏名 谷澤俊宏

(エ) 許可番号 岩手県知事許可（般-18）第 9472 号

オ(ア) 商号又は名称 株式会社山千

(イ) 主たる営業所の所在地 上閉伊郡大槌町大槌第 12 地割 65 番地

(ウ) 代表者の氏名 山崎均

(エ) 許可番号 岩手県知事許可（般-17）第 4991 号

カ(ア) 商号又は名称 有限会社山巳建設

(イ) 主たる営業所の所在地 上閉伊郡大槌町栄町 14 番 8 号

(ウ) 代表者の氏名 山崎シヅコ

(エ) 許可番号 岩手県知事許可（般-17）第 5109 号

(3) 処分の内容 営業の一部の停止命令

ア 停止を命ずる営業の範囲 土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

イ 期間 平成 20 年 1 月 21 日から同年 4 月 19 日までの 90 日間

(4) 処分の原因となった事実

(2)に掲げる者の代表が、その業務に関し、平成 19 年 11 月 15 日に談合の罪により、釜石簡易裁判所から罰金の略式命令を受け、同年 12 月 1 日に同命令が確定しており、このことが法第 28 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に該当する。

2 (1) 処分をした年月日 平成 20 年 1 月 11 日

(2) 処分を受けた者

ア(ア) 商号又は名称 有限会社岩間建設工業

(イ) 主たる営業所の所在地 上閉伊郡大槌町安渡一丁目 6 番 3 号

(ウ) 代表者の氏名 岩間亮二郎

(エ) 許可番号 岩手県知事許可(般-19)第5892号

イ(ア) 商号又は名称 有限会社富士水道土木

(イ) 主たる営業所の所在地 上閉伊郡大槌町末広町4番29号

(ウ) 代表者の氏名 岩間佳恵子

(エ) 許可番号 岩手県知事許可(般-16)第3404号

ウ(ア) 商号又は名称 三浦設備株式会社

(イ) 主たる営業所の所在地 釜石市大字平田第2地割64番地8

(ウ) 代表者の氏名 三浦哲

(エ) 許可番号 岩手県知事許可(般・特-17)第2002号

エ(ア) 商号又は名称 有限会社八幡組

(イ) 主たる営業所の所在地 上閉伊郡大槌町小槌第3地割14番地

(ウ) 代表者の氏名 八幡清正

(エ) 許可番号 岩手県知事許可(般-18)第9565号

(3) 処分の内容 営業の一部の停止命令

ア 停止を命ずる営業の範囲 土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

イ 期間 平成20年1月21日から同年3月20日までの60日間

(4) 処分の原因となった事実

(2)に掲げる者の役員が、その業務に関し、平成19年11月15日に談合の罪により、釜石簡易裁判所から罰金の略式命令を受け、同年12月1日に同命令が確定しており、このことが法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。

3(1) 処分をした年月日 平成20年1月11日

(2) 処分を受けた者

ア(ア) 商号又は名称 有限会社荒屋タイル店

(イ) 主たる営業所の所在地 上閉伊郡大槌町大町7番17号

(ウ) 代表者の氏名 荒屋光郎

(エ) 許可番号 岩手県知事許可(般-19)第5929号

イ(ア) 商号又は名称 株式会社松橋鉄建

(イ) 主たる営業所の所在地 上閉伊郡大槌町吉里吉里第2地割10番地35

(ウ) 代表者の氏名 松橋博久

(エ) 許可番号 岩手県知事許可(般・特-17)第584号

(3) 処分の内容 営業の一部の停止命令

ア 停止を命ずる営業の範囲 土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

イ 期間 平成20年1月21日から同年2月19日までの30日間

(4) 処分の原因となった事実

(2)に掲げる者の職員が、その業務に関し、平成19年11月15日に談合の罪により、釜石簡易裁判所から罰金の略式命令を受け、同年12月1日に同命令が確定しており、このことが法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。